

千葉県優良建設工事等表彰要綱

(目的)

第1 この要綱は、県土の発展に資する社会資本整備の重要性に鑑み、千葉県（各地方公営企業及び各行政委員会を含む。）が発注した工事（以下、「県発注工事」という。）において、特に優良と認められる建設工事（以下「優良建設工事」という。）及び優秀な技術者（以下「優秀技術者」という。）を表彰し、もって、良質な社会資本整備の推進と建設技術の向上を図ることを目的として、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき、必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2の1 表彰対象となる県発注工事は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- (1) 最終請負金額が500万円以上の工事であること。
- (2) 原則として県内業者が受注した工事であること。
- (3) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- (4) 契約工期内に完成した工事であること。
- (5) 工事成績評定点が81点以上の工事であること。
- (6) 工事の受注業者において、表彰する年度の前年度以降に、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止措置要領に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。

第2の2 表彰対象となる技術者は、第2の1に定める工事のうち、項目別評定点の「I. 施工体制 II. 配置技術者」の評定が満点の評価を受けた工事に従事した主任（監理）技術者とする。

(優良建設工事及び優秀技術者の選定)

第3 優良建設工事及び優秀技術者（以下「優良建設工事等」という。）は、
第2の1に定める表彰対象工事及び第2の2に定める表彰対象技術者を
別記組織ごとに担当各課が取りまとめ、優良建設工事等報告書（別記
第1号様式）及び優良建設工事表彰対象工事一覧（別記第2号様式）に
より、別に定める千葉県優良建設工事等選定委員会（以下「委員会」と
いう。）に報告するものとし、同工事及び技術者の中から委員会が厳正に
審査し、選定するものとする。

(優良建設工事等の決定)

第4 優良建設工事等は、委員会の報告を受けて知事が決定する。

(表彰の方法)

第5 表彰は、優良建設工事については表彰状、優秀技術者については賞状を
授与して行う。

(表彰の期日)

第6 表彰日は、毎年度県土整備部長が決定する。

(その他)

第7 本表彰要綱に定めるもののほか、必要が生じた事項については委員会
を開催し、決定するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成19年9月21日から施行する。
この要綱は、平成21年10月6日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年5月21日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年12月25日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 優良建設工事表彰要領(昭和48年4月1日施行)は廃止する。

《別記》

対象組織	取りまとめ課	
農林水産部	農林水産部	農林水産政策課
総務部(総務課)		
総合企画部(政策企画課)		
防災危機管理部(危機管理政策課)		
健康福祉部(健康福祉政策課)	県土整備部	県土整備政策課
環境生活部(環境政策課)		
商工労働部(経済政策課)		
県土整備部		
企業局 管理部	企業局 管理部	総務企画課
企業局 水道部	企業局 水道部	計画課
企業局 工業用水部	企業局 工業用水部	工業用水管理課
企業局 土地管理部	企業局 土地管理部	土地事業調整課
病院局	病院局	経営管理課
教育庁	教育庁	企画管理部教育施設課
警察本部	警察本部	総務部会計課

※対象組織には各出先機関を含む

※対象組織の()の所属は県土整備部からの照会を中継し、各部(出先機関を含む)の回答を取りまとめ、県土整備部に回答する。

第1号様式（その1）

第 号
年 月 日

様

長

○年度完成優良建設工事等報告書

路線河海名等			補助・県単区分
事業名			
(ふりがな)			
工事名			
(ふりがな)			
工事箇所			
工事概要			
設計金額			円
請負金額			円
工期	年 月 日	～	年 月 日
完成年月日	年 月 日		
請負人住所	〒	—	電話 () FAX ()
(ふりがな)			
請負人氏名	代表取締役		
現場代理人		主任(監理) 技術者	
工事成績評定点	点	配置技術者 評定点	点

第1号様式（その2）

優 良 工 事 授 賞 経 歴	1.	年度完成	工事
	2.	年度完成	工事
	3.	年度完成	工事
	4.	年度完成	工事
	5.	年度完成	工事
	6.	年度完成	工事
	7.	年度完成	工事
発 注 機 関		主 務 課	
工 种		ランク	

【その他特記事項】

1. 法人の場合は、商号、代表者名を記載。
2. 報告書の添付資料
 - 1) 工事完成写真
 - 2) 工事成績評定表(写し)
 - 3) 工事箇所図
(電子データの場合は極力画質の高いもの)

※報告に当たっては、次の事項に十分留意すること。

- ① ○○年度以降において、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止措置要領に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為があった場合には原則として対象としないこと。
なお、報告後に指名停止等の処分を受けた場合についても、表彰対象外とする。
- ② 原則として毎年度の表彰を妨げない。

第2号様式

令和〇年度 優良建設工事表彰 対象工事一覧

部(局·厅)